

## 第2部 金融に関する制度の企画及び立案

### 第3章 預金取扱金融機関に関する制度の企画・立案

#### 第1節 銀行法等の一部を改正する法律の施行

##### I 経緯

昨今、事業会社等の異業種による銀行業への参入の動きが本格化するとともに、インターネット專業銀行が出現するなど、新たな形態の銀行業を目指す動きが活発化してきたことを受け、銀行経営の健全性確保等のための主要株主に関するルール整備及び銀行等の新しいビジネスモデルの構築等新たな流れに対応した規制緩和策が金融審議会において取りまとめられ、これを受け、「銀行法等の一部を改正する法律案」が平成13年3月6日に第151回国会へ提出された。

同法案は、銀行等の健全性の確保の観点から主要株主（原則20%以上の議決権を保有する株主等（グループ又は単体））に関する認可制の導入等のルール整備を行うとともに、銀行等の国内の営業所の設置等について認可制を届出制に改め、銀行等の本体での信託業務への参入等の規制の緩和を行うなどを内容とするものである。（法律の概要については、資料3-1-1参照）。

同法案は、第151回国会で継続審議となった後、第153回国会の13年11月2日に成立し、11月9日に公布された（平成13年法律第117号）。施行日は同法附則及び施行日政令に基づき、次のとおりとなった。

- |                             |          |
|-----------------------------|----------|
| ・ 特定取引勘定の設置に係る認可制の廃止部分      | 13年12月9日 |
| ・ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の改正部分 | 14年2月1日  |
| ・ 上記以外（主要株主ルールの導入等）の部分      | 14年4月1日  |

##### II 銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う政令、府令等の改正

###### 1. 主要株主ルールに係る政令、府令の整備

主要株主ルールの導入に伴い、銀行法施行令及び同法施行規則について、主に次のような改正を行い、14年4月1日に施行された。

なお、長期信用銀行及び保険会社に係る政令、府令についても、同様の改正を行った。

###### (1) 銀行主要株主に対する信用の供与等

銀行の同一人に対する信用の供与等の額は、自己資本の額に一定の率を乗じて得た額を超えてはならないこととされているが、銀行主要株主が不当な影響力を行使することによる「機関銀行化」の弊害等を防止する観点から、銀行主要株主についてはより厳格な規定とすることとし、自己資本の額に乘じる率を銀行主要株主自身については100分の15（現行100分の25）、銀行主要株主と特殊の関係のある者を含めて100分の25（現行100分の40）とした。

(注) 保険会社の同一人に対する資産運用の制限の額についても、銀行と同様の観点から、保険主要株主についての規定の整備を行い、総資産の額に乗じる率を保険主要株主については、現行の100分の10（貸付金等にあつては、100分の3）から100分の6（貸付金等にあつては、100分の2）とした。

## (2) 特定関係者との間の取引等

銀行は、特定関係者との間で当該銀行に不利益を与える取引又は行為をしてはならないこととされているが、銀行主要株主が不当な影響力を行使することによる「機関銀行化」の弊害等を防止する観点から、特定関係者に以下の者を加えた。

① 銀行主要株主

② 当該銀行の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を保有する個人主要株主が総株主等の議決権の100分の20以上の議決権を保有する法人等

## (3) 会社の財産及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実が存在するものとされる要件

銀行主要株主とは、銀行の主要株主基準値以上の議決権の保有者であつて、銀行主要株主に係る認可を受けているものをいうこととされており、当該主要株主基準値は100分の20とされている。なお、会社の財産及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実が存在する場合は、当該主要株主基準値は100分の15とされているが、当該事実が存在するものとされる要件として、企業会計原則上、実質的な影響力が認められるものとされる場合を規定した。

## (4) 銀行主要株主に係る認可申請及び銀行議決権保有届出書等の提出に関する手続

銀行主要株主に係る認可について、認可審査基準及び認可申請書に添付すべき書類を規定したほか、銀行等の総株主の議決権の100分の5を超える議決権の保有者が、内閣総理大臣に提出することとされている銀行議決権保有届出書の様式を規定した。

## 2. 規制緩和

### (1) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、同法施行規則の改正

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）に基づく検討などを踏まえ、信託業務を兼営する金融機関について、次のような改正を行い、14年2月1日に施行された。

① 都市銀行、長期信用銀行及び農林中央金庫の本体での信託業務への参入を認めた。

(注) 金融機関の営むことができる信託業務から、以下の業務を除くこととした。

- ・ 不動産の売買・賃借の媒介、不動産の売買・賃借の代理
  - ・ 処分型不動産信託（特定目的信託及び受益権の譲渡先が特定目的会社又は登録投資法人に限られる信託を除く。）
  - ・ 不動産の信託以外で、宅地建物取引業に該当する行為を行う信託
  - ・ 遺言執行業務及び遺産整理業務
  - ・ 不動産鑑定評価業務
  - ・ 不動産に係る投資に関し助言を行う業務
  - ・ 有価証券に係る投資顧問業務
  - ・ 商品投資顧問業務
- ② 金融機関が行うことができる処分型不動産信託（特定目的信託及び受益権の譲渡先が特定目的会社又は登録投資法人に限られる信託）については、信託された不動産の処分は、天災その他やむを得ない場合を除き信託設定後1年間禁止することとした。
- ③ 信託代理店について、以下の規定を追加することとした。
- ・ 代理店を設置することができる者は、信託業務を営む金融機関とする。
  - ・ 代理店となることができる者は、信託業務を営むことができる金融機関及び商工組合中央金庫とする。
  - ・ 代理店の設置認可に際しての審査基準に、「代理店設置者が、代理店を適切に指導することができること。」を加える。
  - ・ 代理店が信託業務を行う場合に、代理店が自らの業務として行っている信託業務と誤認しないよう、顧客に対して適切に説明を行うことを義務付ける。
- ④ 信託業務を営む金融機関が、信託業務を遂行するに際し、犯罪行為等の不祥事件があった場合に当局へ報告を行うことを義務付けることとした。

## (2) 銀行法施行規則、信用金庫法施行規則等の一部改正

銀行法等の一部を改正する法律に盛り込まれた規制緩和項目を実施するため、所要の整備を行ったほか、規制改革推進3か年計画に基づく検討などを踏まえ、預金取扱金融機関について、主に次のような改正を行い、平成14年4月1日に施行された。

- ① 子会社の判断等にあって、議決権としてカウントしない株式等として、「ベンチャーファンド類似の民法組合の非業務執行組合員となり、組合財産として所有する株式等」などを追加した。
- ② 異業種のCD・ATMによる預金の受払事務の委託を可能にした。異業種の範囲は、告示において、証券会社及びクレジットカード会社と定めた。
- ③ 店舗外現金自動設備に係る臨時休業及び業務再開の届出制を廃止した。また、臨時休業の公告についても、公告不要の場合を追加した。

- ④ リース業務を行う子会社の業務範囲について、主としていわゆる「ファイナンスリース」を行っていることを条件に、他のリース業務まで拡大した。「主として行う」基準は、告示において、リース収入全体に占める「ファイナンスリース」の収入の割合が50%以上であることとした。
- ⑤ 店舗外現金自動設備に係る営業時間の変更の届出制を廃止した。
- ⑥ 告示において、銀行等の従属業務を営む会社に係る親会社等からの収入依存度を現行の原則90%以上から50%以上に引き下げた。
- ⑦ 代理店の取扱業務範囲を銀行等の固有業務及び付随業務の一部まで緩和したほか、告示において、法人代理店の従たる事務所の設置を可能とした。
- ⑧ 中小企業者の発行する特定社債について、貸出金と同様、信用保証協会の債務の保証相当額（中小企業総合事業団による保険金相当額に限る。）を同一人に対する信用の供与等の額から控除することとした。
- ⑨ 銀行について、金融機関代理店（銀行が他の銀行の代理店となること）を解禁した。
- ⑩ 信用金庫について、会員資格として、その信用金庫の地区内に事業所を有する者の役員等を追加した。なお、信用組合も同様の改正を行った。